

登録番号 第 23342 号

サンバード[®]1 キロ粒剤 30

特長： ●は種同時散布が可能な直播水稻専用除草剤です。
●体系処理でご使用ください。

サンバードは三井化学アグロ(株)の登録商標です。

| | | | |
|------|----------------------------|------|--------|
| 有効成分 | ピラゾレート (PRTR 法第1種)・・・30.0% | 包装 | 1kg×12 |
| 性状 | 類白色細粒 | 有効年限 | 3年 |
| 毒性 | 普通物 [*] | 危険物 | — |

※普通物：「毒物及び劇物取締法」(厚生労働省)に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用雑草の範囲及び使用方法】

2015年9月30日付内容

| 作物名 | 適用雑草名 | 使用時期 | 使用量 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | ピラゾレートを含む農薬の総使用回数 |
|------|---|---|---------|---------|-------------------------|-------------------|
| 直播水稻 | 水田一年生雑草 マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ | は種時 | 1kg/10a | 1回 | は種同時散布機 で施用 | 2回以内 |
| | | 湛水直播のは種直後 ～ビエ1葉期 ただし、 収穫90日前まで | | 2回以内 | 湛水散布又は無人ヘリコプターによる 散布 | |

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から発生初期に有効なので、ノビエの1葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイ、ウリカワ、ヘラオモダカは発生始期までが本剤の散布適期である。
- (3) 散布に当たっては、水の出入りを止めて湛水のまま田面に均一に散布すること。少なくとも3～4日間は通常の湛水状態(水深3～5cm)を保ち、田面を露出させないように注意すること。散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、止水期間中の入水は静かに行うこと。
- (4) 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - 1) 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - 2) 散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - 3) 事前に薬剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整すること。
 - 4) 散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5m離れた位置から圃場内に散布すること。
 - 5) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
- (5) 後処理剤との体系で使用し、雑草の発生状況をよく確認し、時期を失しないように散布すること。
- (6) は種時に通常の湛水状態より水を落として散布する場合は、散布後速やかに通常の湛水状態(水深3～5cm)にすること。
- (7) 漏水田(減水深2cm/日以上)では、薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
- (8) 処理後著しい高温が続く場合には、稲にクロロシスを生じる場合があるが、その後の生育に対する影響は認められていない。
- (9) 空袋等は圃場などに放置せず、環境に影響のないよう適切に処理すること。
- (10) 散布田の水田水を他の作物に灌水しないこと。

- (11) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、水管理を適正に行うこと。
- (12) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法-----

- (1) 本剤は眼に対して刺激性があるので、眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当てを受けること。
- (2) 本剤は皮膚に対して弱い刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (5) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 散布後は水管理に注意すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。また、吸湿しやすいので開封後は堅く口を閉じ、長期間の保存はさけること。